
令和6年度
定期総会議案書
御山越平成会

と き：令和6年4月14日（日） 12時～

ところ：ホーユウパレス集会室

【総会次第】

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - 第1号議案 (1) 令和5年度事業報告
 - (2) 令和5年度会計報告
 - (3) 監査報告
 - 第2号議案 (1) 令和6年度事業計画案
 - (2) 令和6年度会計予算案
- 6 その他
- 7 閉会のことば

※ 懇親会（総会終了後）

【令和5年度事業報告】

1 定例行事

- (1) 北信地区老人クラブ連合会理事会
6回開催・出席
- (2) 北信地区老人クラブ連合会女性部会
- (3) シニアサロン例会 毎月第2火曜日開催
(1月は休会/ホーユウパレス集会室)
- (4) ”平成会たより” 毎月1日発行 広報および会員相互の交流活動の推進を図った

2 活動内容 (太字: 御山越平成会主催)

—令和5年—

- 4月 **令和5年度定期総会** <書面決議>
- 5月16日 市老連定期総会
北信地区老連定期総会 <書面決議>
- 6月18日 **ニュースポーツ(スカットボール)交流会**
- 9月15日 市老連会員研修会
地区敬老会祝典(鎌田小学校講堂)
- 9月16日 **早朝奉仕活動**(県老連一斉「社会奉仕の日」)
- 9月17日 **平成会いも煮会**(集会所)
- 9月27日 交通安全反射材推進会議
- 9月30日 町内会秋祭り(オータムフェス) 参加・協力
- 10月5日~7日 **平成会親睦旅行**(会津・東山温泉)
- 10月5日 御山地区大運動会・いも煮会
- 10月14日_15日 北信地区お年寄り作品展(北信学習センター)
- 10月20日 市シルバー交通安全推進研修会(テルサホール)
- 11月4日 北信地区高齢者ミニゴルフ大会(鎌田小学校校庭)
- 12月14日 北信地区スポーツ交流会(北信学習センター)

—令和6年—

- 1月14日 町内会新年会、餅つきなど実施
- 1月21日 **平成会新年会・輪投げ大会**(ホーユウパレス集会室)
- 1月23日 北信地区合同新年会(卸町会館)
単位老人クラブ会長研修会 <欠席>
- 2月 能登半島震災に支援金
- 3月31日 老人クラブ会員向け「熟年生活安心保険」に多数の申し込みがあり、
取りまとめ県老連に申し込む

【令和6年度事業計画（案）】

御山越平成会会則第3条の目的達成を図るため、会則第4条の事業推進を遵守し次のような事業を行います。

基本理念

健康・友愛・奉仕を重点に取り組み、地域の特色を充分考慮し暮らしやすい安心安全な地域社会の実現をめざし明るい長寿社会の実現と健康福祉の向上に努める。

事業計画

- 1 定期総会 令和6年4月14日
- 2 新年会、敬老会、芋煮会、親睦旅行などを実施し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。
- 3 町内会の行事には積極的に参加し協力する。
- 4 情報が途絶えがちな一人暮らしと、寝たきり会員について、町内会福祉部、民生委員、市・包括支援センターとの連携を基に助け合い、支え合いの信頼関係を築く。
- 5 市および鎌田地区老人クラブ連合会、その他公共機関が主催する各種研修会などに積極的に参加し社会の勉強に励む。
- 6 町内会主催の秋まつりに参加・協力し、交流を図る。
- 7 市・地域包括センター及び公共機関からの講師を招き、健康教室・交通・防災などを学習する。
- 8 福島市が実施する市政、施設などの見学会に積極的に参加・研修を行う。
- 9 地域の児童の安全に、安心して下校できるよう「子ども見守りボランティア」としての活動に協力する。
- 10 シニア・サロンを毎月第2火曜日に実施し、仲間づくり・社会参加・心のやすらぎと充実感を求めつつ、健康づくりと会員相互の親睦を図る。
- 11 県・市が実施する「全県下一斉社会奉仕の日」に積極的に参加し、地区内の清掃美化に奉仕作業を実施する。
- 12 重要と認められる諸活動を適宜実施する。

【参考資料 1：「御山越平成会」について】

◆性格：御山越地区の単位老人クラブ
北信地区に所属し、市連合会、県連合会、全国組織につながる。
任意団体なので、町内会と同様に加入は本人の意思による。

◆会費：2,000円（年会費）

◆主な活動：この3年余り十分に実施出来なかったが、随時再開しつつある。

- <定例行事、催しなど>
 - ・春の定期総会と懇親会
 - ・初夏または初秋の親睦旅行(会費制、旅行積み立て)
 - ・秋のいも煮会(会費制)
 - ・新年会(会費制)
 - ・ニュースポーツ体験交流会(随時)
 - ・御山越地域内の清掃奉仕活動(季節に応じ随時)
- <定期開催>
 - ・シニアサロン(毎月第2火曜日開催)

◆主な運営内容：

<会議>

- ・定期役員会(毎月第2金曜日開催)
- ・北信地区役員会(毎月出席)
- ・定期総会(毎年4月開催)

<その他>

- ・北信地区、市連合や県連合などの催しに参加・協力
- ・市の催しや会議などに参加・協力
- ・傷害保険など、各種福利厚生事業の紹介や斡旋

御山越、三條院の人口

(2023年01月分/市住民基本台帳より)

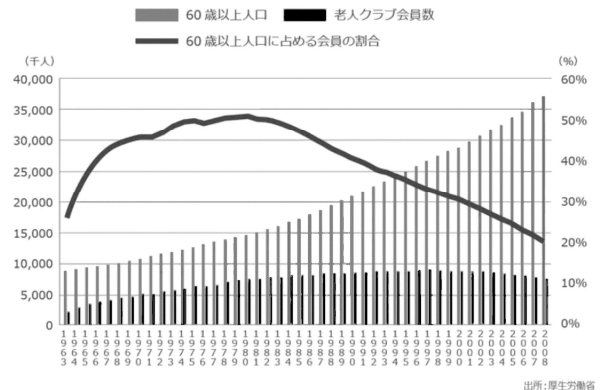
	男	女	計	%
0～9歳	23	23	46	6.0
10～19歳	25	25	50	6.6
20～29歳	44	47	91	11.9
30～39歳	38	43	81	10.6
40～49歳	58	48	106	13.9
50～59歳	52	69	121	15.9
60～69歳	40	61	101	13.2
70～79歳	56	65	121	15.9
80～89歳	12	29	41	5.4
90～99歳	1	4	5	0.7
合計	349	414	763	100.0

※60歳以上=268人(全体の35.1%)

【参考資料 2：「老人クラブ」について】

老人クラブ組織活動の根拠法は、昭和38年制定「老人福祉法」にあります。第13条で「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業(以下「老人健康保持事業」という。)を実施するように努めなければならない」とされ、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」と定められています。

老人クラブ会員数と60歳以上高齢者の推移



【参考資料 3：地域の高齢化と老人クラブ】

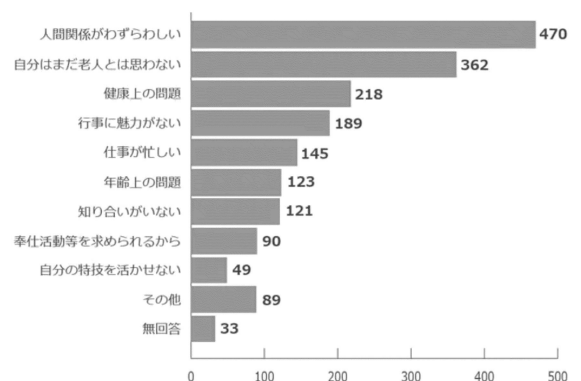
総人口に占める高齢者の割合が急増するなか、高齢者が住み慣れた地域で健康に生きがいを持って生活するためにはどのようなことが必要でしょうか。

人間はひとりでは生きられません。若いときならまだしも、高齢になればなるほど人の助けが必要に。昔に比べれば、介護施設が充実してきたとはいえ、地域社会における「地縁」や「血縁」は高齢者にとって心の支えになります。「人との交流」こそが高齢者の生きがいにつながります。(地域コミュニティの醸成)

高齢者は人と会話し、つきあいを深めることで、生きがいを感じるのです。「それならば、どこか人付き合いができる組織に所属すれば良いじゃないか」という声も聞こえてきそうですが、現状はそうなっていません。

※ web サイト「みんなの介護」より抜粋引用

老人クラブに入会したくない理由



出所：横浜市健康福祉局健康福祉課

御山越平成会会則

(名 称)

第1条 この会は、御山越平成会と称し、事務所を会長宅に置く。

(組 織)

第2条 この会は原則として御山越、三条院の区域に居住する概ね60歳以上の者をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の親睦を図り、健康で楽しく暮らせる環境をつくり、お互いに励まし合い、明るい希望を持ち続け、社会人としての資質の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 会員相互の親睦と楽しみに関すること。
- (2) 会員の健康増進に関すること。
- (3) 社会奉仕、地域社会との交流に関すること。
- (4) 会員の教養の向上に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置き、その任期は2年とする。但し再任を妨げるものではないが、長期にわたる重任は努めて避けるものとする。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (内1名は婦人とする) (3) 庶務 1名
- (4) 会計 1名 (5) 理事 若干名 (6) 監事 2名

(職 務)

第6条 会長は、この会を代表し会務を統括する。副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
庶務は、この会に必要な諸事項の伝達・配布・連絡・記録および整理を行う。
会計は、この会の会計事務を処理する。理事は、この会の運営につき、主として会員と連絡調整にあたる。
監事は、会計および会務を監査する。

(役員を選出)

- 第7条 (1) 役員は総会において会員の中から選出する。
(2) 役員の職務分担は役員会に於いて決定する。
(3) 補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会及、役員会)

第9条 総会は次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算決定に関すること (2) 会費の額、及び納入に関すること
- (3) 役員改選に関すること (4) 会則の改廃に関すること

第10条 役員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他必要と認められた事項

第11条 総会及び役員会での審議事項は、出席者の過半数の同意により成立する。

(経 費)

第12条 この会の経費は、会員の納入する会費、補助金、寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の運営に必要な規程・細則は、役員会において定め、総会に報告する。

【付 則】

この会則は、平成5年4月1日から実施する。

平成6年5月15日 改訂 平成13年4月22日 改訂

【細 則】

(慶弔見舞に関する件)

- 1 会員が、病氣治療入院20日以上に及ぶときは、見舞金として3,000円を贈り見舞うこととする。
但し、同一疾病で入院のときは、一回のみとする。
- 2 会員が、死亡されたときは、弔慰金5,000円を贈る。
会員は、なるべく多数弔問し弔慰を表す事とする。

(付 則) 平成5年6月18日 役員会にて定め、総会に報告する。
平成6年5月15日 役員会にて定め、総会に報告する。
令和2年3月23日 役員会にて定め、総会に報告する。

以上